

消費税法

本試験問題

〔第一問〕問1 (1)

問1

A社は、令和4年10月1日に設立され、クラウド上で顧客に電子データの保存場所を提供するサービスを行っている9月決算の外国法人（日本国内に支店等は有していない。）であり、令和6年11月1日から、日本国内に住所を有する者に対する当該サービスを開始した。

当該サービスは、事業者のほか事業者以外の者であっても、インターネット上のA社のWEBサイトを通じて利用申込みができ、規約に同意の上でA社に料金を支払うことにより利用できるものである（以下「本件取引」という。）。なお、本件取引は、消費税法第15条の2《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定の適用対象となるものではない。

(1) 本件取引が消費税の課税対象となるかどうかについて、「資産の譲渡等」及び「特定資産の譲渡等」の意義を述べるとともに、これらに該当するかどうかの当てはめを行った上で説明しなさい。

〔第一問〕問1 (2)

問1

A社において、令和6年10月31日以前に日本国内における課税資産の譲渡等及び課税仕入れは生じておらず、設立日以降、出資の金額は20,000,000円で増減資はなく、日本国内において支払った給与等は無い。また、「消費税課税事業者選択届出書」（同法第9条第4項に規定する届出書）、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」（同法第19条第1項に規定する届出書）及び「適格請求書発行事業者の登録申請書」（同法第57条の2第2項に規定する申請書）を提出していない。

以上の事実に鑑み、(1)及び(2)の間に答えなさい。

(2) A社の設立3期日の課税期間（令和6年10月1日から令和7年9月30日までの課税期間）について、消費税法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により納税義務が免除されるかどうか、同法第9条の2《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》及び同法第12条の2《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用関係に触れた上で説明しなさい。

(注) 消費税法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、同法第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》、同法第12条の3《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》及び同法第12条の4《商額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定の適用関係に触れる必要はない。

〔第一問〕問2 (2)

(2) B社において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の課税期間（以下「当課税期間」という。）につき、上記承認に係る課税売上割合に準ずる割合（当課税期間における当該割合は97%である。）の適用がある場合、当課税期間における仕入控除税額の計算はどういうに行うこととなるか、個別対応方式又は一括比例配分方式を適用する場合の計算方法に触れながら説明しなさい。なお、解答に当たっては、適宜算式等を用いることとして差し支えない。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕問1 (3)

問1

次の(1)～(4)の各間に答えなさい。

- (3) 国内において国外事業者により事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供（以下「消費者向け電気通信利用役務の提供」という。）が行われた場合の消費税法令の適用関係を、次の【区分】に応じ、簡潔に説明しなさい。

解答に当たっては、電気通信利用役務の提供を行った事業者にあっては確定申告義務及び適格請求書の交付義務、電気通信利用役務の提供を受けた事業者にあってはその保存の義務についても触れることとし、その消費者向け電気通信利用役務の提供は、デジタルプラットフォームを介して行われたものではないものとする。

なお、基準期間における課税売上高、特定期間における課税売上高、課税期間における課税売上高及び適格請求書又はその写しの保存期間については解答を要しない。

【区分】

- 1 その電気通信利用役務の提供を行った事業者における消費税法令の適用関係
- 2 その電気通信利用役務の提供を受けた事業者における消費税法令の適用関係

●実力完成答練 第1回〔第一問〕問題1 (1)

- (1) 国内において事業者が、実際に対価を得ていない場合であっても、課税の対象となる場合がある。

対価を得ていない場合でも課税の対象となる場合を「資産の譲渡等」及び「特定仕入れ」の意義を簡潔に述べた上で答えなさい。

●合格情報補助問題〔第一問〕問2 (3)

- (3) 上記(2)に関連して消費税法第2条に規定する課税資産の譲渡等及び特定資産の譲渡等の定義（関連する定義を含む。）について簡潔に述べなさい。

●実力完成答練 第4回〔第一問〕問1 (1)

問1

令和6年度改正に伴い、令和6年10月1日以降、国外事業者に係る事業者免税点制度（小規模事業者に係る納税義務の免除）の見直しがなされた。当該改正内容（改正法令）について、小規模事業者に係る納税義務の免除の規定に触れながら消費税法令に沿って簡潔に説明しなさい。

また、次の(1)及び(2)の場合に当課税期間において当該改正法令に係る納税義務の免除の特例の適用があるかどうかについて、「国外事業者」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。

- (1) 当課税期間（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）が設立10年目の外国法人A（国外事業者に該当する。）は、日本国内における課税売上高が令和4年1月より生じており、当該課税売上高は毎年700万円程度であり、日本国内における給与等の支給額は毎年100万円程度である。なお、甲の設立時の資本金は1億円（増減はしていない。）であり、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までである。

(注) 解答に当たっては、課税事業者の選択に関する事項については触れる必要はない、また、事業承継があった場合、資産の購入については考慮不要とする。

●直前予想答練〔第一問〕問2 (2) ③

- (3) 当社は、アウトドア用品の製造販売業を営む内国法人です。当社は当課税期間の2月に吸収合併により不動産賃貸業を営む他の内国法人の事業を承継しました。

合併後、個別対応方式における共通対応分に係る仕入控除税額の計算につき、当社における事業内容等の実態が、その課税仕入れ等を行った課税期間の課税売上割合によって計算した場合には必ずしも反映されなくなることから、事業部門ごとの売上高を基に課税売上割合と同様の方法により算定した割合によって仕入控除税額の計算を行いたいと考えています。

この場合、当社は当課税期間から事業部門ごとの売上高を基に算定した割合によって個別対応方式の計算を行なうことができますか。

●合格情報問題〔第一問〕問2 (1)

問2

消費税法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定に関する下記の間に答えなさい。

- (1) 同条第2項第1号に規定する個別対応方式について簡潔に述べなさい。

<p>〔第二問〕(1)【損益計算書に関する付記事項】ハチ(イ)</p> <p>ハ 「他勘定振替高」は、甲社が製造した製品を販売以外に使用等したため他の勘定科目に振り替えた金額であり、具体的には、中元歳暮として贈答したもの3,450,000円（下記チ(イ)参照）、廃棄したもの135,340,762円（下記ム(ホ)参照）の合計額である。</p> <p>チ 「接待交際費」には、次のものが含まれている。下記以外は飲食店での飲食代であり、適格請求書発行事業者以外の者に対して支払った金額2,346,500円が含まれている。</p> <p>(イ) 中元歳暮として、甲社製品を贈答するため売上原価から振り替えたもの 3,450,000円</p>	<p>●直前対策補助問題 第4回〔第二問〕問1【損益計算書に関する付記事項】</p> <p>ホ 「他勘定振替高」は、適格請求書発行事業者から当課税期間中に販売用として仕入れた新品のブランド品を、災害により被害を受けた多数の被災者を支援するために、無償で提供したものに係る購入価額1,260,160円を寄付金に振り替えたものである。</p> <p>ワ 「寄付金」は、上記(3)ホの他勘定振替高1,260,160円と被災者へ無償提供するために購入した飲食料品714,960円の合計である。</p>
<p>〔第二問〕(1)【損益計算書に関する付記事項】ト(ロ)</p> <p>(ロ) その他部門の従業員に対する出張旅費（旅行に通常必要と認められる金額） 713,454円</p> <p>上記金額には、宿泊施設に対して支払った宿泊税相当額1,500円（請求書等において、明確に区分されている。）が含まれている。</p>	<p>●実力完成答練 第1回〔第二問〕資料Vリ④</p> <p>リ 「旅費交通費」は全て共通課税仕入れに該当し、その内訳は次のとおりである。</p> <p>④ 国内出張に係る交通費・宿泊費（宿泊税900円を含む。） 909,129円（うち消費税額等82,648円）</p> <p>② ガソリン代(揮発油税1,200円を含む。) 800,864円（うち消費税額等72,806円）</p> <p>⑤ 海外出張に係る国際旅客運賃及び現地での交通費・宿泊費 1,590,000円</p>
<p>〔第二問〕(1)【損益計算書に関する付記事項】レ(ロ)</p> <p>(ロ) ビルBの賃貸収入 61,000,000円</p> <p>3階建のビルBを貸し付けことによる収入であり、内訳は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階の一部分を医療法人に対してクリニック用として貸し付けたことによる収入 8,250,000円 1階の一部分を調剤薬局経営事業者に対して店舗用として貸し付けたことによる収入 2,750,000円 2階及び3階を社会福祉法人に対して有料老人ホーム用（当該社会福祉法人は入居者に対して住居として貸し付けるとともに日常生活上の世話等を行うものであり、これ以外の用途に使用しない。）として貸し付けたことによる収入 50,000,000円 	<p>●実力完成答練 第3回〔第二問〕問1(2)②</p> <p>② 建物Eの賃貸料収入 2,384,000円</p> <p>取得時から内国法人乙社に対して社宅用として貸し付けていたが、乙社との賃貸借契約は当課税期間の1月に終了し、2月から介護事業を営む内国法人丙社と事業用建物賃貸借契約を締結し、デイサービス施設として使用されている。</p> <p>上記金額は、1月までの賃料800,000円と、2月からの賃料1,584,000円の合計額である。</p>
<p>〔第二問〕(2)【製造原価報告書に関する付記事項】イ</p> <p>イ 「当期材料仕入高」には、ワインなどの酒類の購入代金 13,680,492円が含まれており、それ以外は飲食料品の仕入れである。</p>	<p>●全国公開模試〔第二問〕問1【飲食店業に係る損益計算書に関する付記事項】ニ(イ)(ロ)</p> <p>ニ 「仕入金額」の内容は、次のとおりである。</p> <p>(イ) 酒類の仕入高 3,454,500円</p> <p>1回当たりの取引金額は全て税込1万円以上であり、上記金額には、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入高が154,000円含まれている。</p> <p>(ロ) 飲食料品の仕入高 4,564,000円</p> <p>上記金額には、次の適格請求書発行事業者以外の者からの仕入高が含まれている。</p> <p>A 1回当たりの取引金額が税込1万円未満のもの 95,800円</p> <p>B 1回当たりの取引金額が税込1万円以上のもの 260,000円</p>
<p>〔第二問〕(2)【製造原価報告書に関する付記事項】ホ(ロ)</p> <p>(ロ) 書籍等の購入費 2,204,320円</p> <p>上記金額には、インターネットで購入した電子書籍545,000円、インターネットで購読している食品業界専門誌の電子版の購読費用165,000円が含まれているが、いずれも、事業者以外の者であっても購入又は購読の申し込みができるものであり、国外事業者（適格請求書発行事業者以外の者に該当する。）に対して支払ったものである。</p>	<p>●直前予想答練〔第二問〕問2 5 ヲ(イ)</p> <p>ヲ 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。</p> <p>(イ) 国外事業者等（適格請求書発行事業者に該当しない。）が提供するオンライン中国語会話教室（消費者向け電気通信利用役務の提供）の利用料 35,000円</p> <p>(ロ) 上記イ(イ)の代金の請求額を依頼人が乙の銀行口座へ送金する際に生じた振込手数料相当額で消費税法上売上げに係る対価の返還等として処理するもの 550円</p>
<p>〔第二問〕(1)【損益計算書に関する付記事項】ラ(イ)(4)ニ</p> <p>(イ) 営業車を売却したことによる収入金額が1,969,606円あり、当該金額には購入時に前渡金として経理したリサイクル料金（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づくもの）12,050円が含まれている。</p> <p>ニ 令和7年6月に新車（その他部門用）を8,201,420円で購入した。購入の際に支払ったリサイクル料金（使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくもの）16,630円のうち、資金管理料金290円は購入時の費用（上記1)損益計算書上の支払手数料に含まれている。)とし、残額は前渡金として経理した。</p>	<p>●実力完成答練 第4回〔第二問〕問1 <損益計算書及び完成工事原価報告書に関する付記事項> ル(ホ)(5)ロ</p> <p>(ホ) 共通課税仕入れに該当するもの</p> <p>4,903,400円（仮払消費税等 490,340円）</p> <p>上記金額には、車両の購入に係る自動車リサイクル法に係る資金管理料金380円（仮払消費税等38円）及び車両の廃車に係る費用13,028円（仮払消費税等 1,302円）（下記(5)ロ参照）が含まれている。</p> <p>ロ 甲社は、車両購入時に支払ったリサイクル預託金相当額（資金管理料金は含まれていない。以下同じ。）に係る金額を「預託金」勘定にて資産計上し、車両売却時に「預託金」勘定を減算する経理処理を行っている。</p> <p>当課税期間における車両購入により資産計上した金額は16,720円であり、車両売却により減算した金額は10,830円である。なお、当課税期間において廃車処分により減算した金額は14,330円である。</p>

〔第二問〕(4) ロ

ロ マンションA及びマンションAの存する土地は令和6年2月1日に700,000,000円で購入したものである。当該取得に係る不動産売買契約書においては、土地代金280,000,000円、建物代金420,000,000円と記載されている（いずれも合理的な基準に基づき算定された金額である）。また、当該取得に伴い、売主に対して、マンションA及びマンションAの存する土地に課された固定資産税の未超過分に相当する金額（建物部分330,233円、土地部分82,550円）を支払っており、当該金額と当該取得に係る仲介手数料23,166,000円（建物部分13,899,600円、土地部分9,266,400円）を取得価額に加算している。

〔第二問〕(5)

(5) 甲社の前課税期間及び前々課税期間における課税売上割合は、次のとおりである。

(単位：円)

課税期間	自 令和5年4月1日	自 令和6年4月1日
	至 令和6年3月31日	至 令和7年3月31日
	3,245,287,552	3,452,433,566
	3,260,120,198	3,551,928,722

(注) 前課税期間及び前々課税期間において、個別対応方式により仕入れに係る消費税額の計算を行っている。

〔第二問〕(6)

(6) 甲社の前課税期間及び前々課税期間におけるマンションA及びビルBの賃貸収入の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

課税期間	マンションA	ビルB		
		クリニック	調剤薬局 店舗	有料老人 ホーム
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	6,875,000	—	—	—
自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	41,250,000	8,250,000	2,750,000	50,000,000

(注) 全ての賃貸借契約において貸付けの用途は明らかにされており、当該賃貸借契約上の貸付期間はいずれも1月以上となっている。

●直前予想答練〔第二問〕問2 6 イ

6 資産の取得等に関する事項

イ 乙は令和7年12月25日に土地付建物E（販売用の不動産）の引渡しを受けている。

当該建物は、売主である高校教師（適格請求書発行事業者に該当しない。）が自宅として使用していた築30年の中古建物（居住用賃貸建物に該当しない。）であり、決済日以後空き家となっている。

(イ) 買賣代金 土地分 48,000,000円 建物分 12,000,000円
上記金額は、時価の比を基に合理的に算定されたものである。

(ロ) 固定資産税等の清算金
土地分 15,760円 建物分 3,940円
(ハ) 仲介手数料（共通課税仕入れに該当する）
2,046,000円（消費税額等186,000円）

●実力完成答練 第1回〔第二問〕【資料】II (2)

6 前期以前は、課税売上割合が95%未満となった課税期間（課税期間における課税売上高が5億円を超える課税期間を含む。）については、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法）により仕入れに係る消費税額の控除の計算を行っており、当該課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。なお、課税売上割合に準する割合の承認は受けていない。

(2) 甲社の各課税期間における課税売上割合は、次のとおりである。

(単位：円)

課税期間	前々事業年度（第5期）	前事業年度（第6期）
課税売上割合	0 0	17,946,810 23,275,100

(注) なお、各課税期間における課税売上高は、課税売上割合の分子の金額と一致している。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕問2 3

3 マンションCに関する事項

マンションC取得後の家賃収入の状況は次のとおりである。

用途	第3期	第4期
マンション	250,000円	(※2) 2,750,000円

※1 マンションCの取得時から当課税期間まで賃貸借契約上の用途が居住用で定められているにも関わらず、賃借人が無断で事務所用として使用していたことから、令和7年10月21日において賃貸借契約書上の用途を事務所用に変更している。

※2 上記金額は、契約変更前に係るもの250,000円、変更後に係るものが2,500,000円（課税資産の譲渡等の対価の額）である。

※3 令和8年6月20日にマンションCを40,000,000円（うち土地部分21,300,000円）で、非居住者Dに売却している。